

羽咋市にぎわい交流拠点LAKUNAはくい 貸館施設利用規約

この規約は、羽咋市にぎわい交流拠点LAKUNAはくいの指定管理者である株式会社オカモト(以下「当社」という)が管理・運営する施設・設備・備品(以下「各施設」という)を、円滑かつ適正に利用していただくために必要な事項を定めたものです。

1. 利用申請

施設を利用しようとする方(以下「利用者」という)は、別に定める「使用許可申請書」(以下「申請書」という)を提出していただきます。

申請は、原則として各施設の利用者が直接、主催者としておこなっていただきます。

2. 利用の不許可及び停止

催事内容や利用方法が次のいずれかに該当する場合は、施設の利用をお断りすることがあります。また、利用中であっても利用を停止していただく場合があります。

- (1) 公の秩序、又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- (2) 集团的に、又は常習的に反社会的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 法律、条例、規則、管理要領及びこの規約等に反するとき。
- (4) 設備を損傷・滅失するおそれがあるとき。
- (5) 申請書に虚偽の記載があるとき。
- (6) 他の利用者に不都合や支障が生じる恐れがあると認められるとき。
- (7) 禁止行為を行ったとき。
- (8) その他、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

3. 制限事項

当社は、施設内及び敷地内での下記の行為を無断で行うことを禁止します。許可を求める場合は、必ず当社職員に相談のうえ、打合せを行ってください。

- (1) 張り紙または看板等の掲示。
- (2) 勧誘及び募金活動。

4. 禁止事項

当社は、施設内及び敷地内での下記の行為を禁止します。利用者は来場者に対して禁止事項の遵守を徹底してください。

- (1) 第三者への利用権の譲渡または転貸。
- (2) 利用許可・承認を受けていない諸室への立ち入り。
- (3) 火気・危険物・動物・その他施設管理上不適切であると認められる物品の持込み。
- (4) 暴言、暴れる、物を投げる、高いところから飛び降りるなどの危険な行為。
- (5) LAKUNAこうえんとeスポーツスタジオ内での飲食。
- (6) 施設内または駐車場を含む敷地内での喫煙。
- (7) 避難口及び避難通路の閉鎖。
- (7) 設備を破損または汚損する行為。
- (8) 騒音、悪臭、振動を発生する行為。
- (9) ゴミ及び持込み物の放置。

5. 管理責任

利用者は、施設内の秩序を乱し、もしくは他の来場者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入場を防止してください。また、これらの行為を行った者を退去させてください。

6. 職員の立ち入り

施設管理上必要があると認められるときは、当社職員及び当社関係者が会場に立ち入らせていただきます。

7. 賠償及び免責

各施設の管理・運営等において、利用者及びその関係業者や来場者に起因する損害が発生したときは、利用者による損害額を賠償していただきます。

利用者が、この規約に記載されている事項及び施設利用等に関する当社との打合せに違反し、損害が発生した場合も、前項と同様に損害額を賠償していただきます。

施設の利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損事故などの全ての事故について、当社に重大な過失が無い限り、当社は一切の責任を負いません。

利用許可又は承認の取消し、もしくは利用中止の措置により、利用者及びその関係業者や来場者に損害が生じる場合であっても、当社はその責任を負いません。